

沿岸広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年3月15日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 283号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市松原町二丁目50番6地先から甲子町第7地割37番地先まで	新	A 44.5~12.5 m	m 10210.0
釜石市甲子町第13地割259番1地先から第7地割37番地先まで		B 127.1~14.0	5626.7
釜石市松原町二丁目50番6地先から甲子町第7地割37番地先まで	旧	A 44.5~12.5	10210.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 国土交通省東北地方整備局及び同局南三陸国道事務所並びに沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成25年3月15日から同月29日まで